

第2回 合併協議会の概要

6月22日、徳山市内で開催され、議案8件について協議、調整が行われました。

議案のうち、「議会議員や農業委員会委員など特定の身分に関する項目」「公共的団体等の取扱い」「町・字名の取扱い」「慣行の取扱い」については、3市2町合併協議会での調整結果を引き継ぐこととなりました。

また、「地域審議会」については、協議の結果、旧市町それぞれに設置することとなりました。

各議案の協議調整結果は、次のとおりです。

【議 案】

『議会議員の定数及び任期の取扱い』

2市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

『農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い』

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

『一般職の職員の身分の取扱い』

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

『特別職の職員の身分の取扱い』

- 1．2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
- 2．2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

『公共的団体等の取扱い』

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

『町・字名の取扱い』

町・字名〔類似町名や同一の通称名（小字名）を含む〕は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

『慣行の取扱い』

- 1．市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- 2．市の花、木は、新市において調整する。
- 3．都市宣言は、新市において調整する。

『地域審議会』

地域審議会とは、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に関係市町間の協議により、期間を定めて、旧市町の区域を単位として、必要な区域に置くことができる機関で、関係区域に関する事務について、新市の長の諮問や必要に応じて意見を述べることができます。

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置する。設置に当たっては、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月21日から平成25年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、新市の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1)新市建設計画の変更に関する事項
- (2)新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3)新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4)その他新市の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べるができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、新市の長が任命する。

- (1)公共的団体等を代表する者
- (2)学識経験者
- (3)公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、新市の長が招集する。

2 新市の長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、毎年度、開催するものとする。

4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。

8 会議の議事は、委員の大方の賛同をもって決定する。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び各総合支所において処理する。

(雑則)

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮って定める。